

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和3年1月14日(2021.1.14)

【公開番号】特開2019-202091(P2019-202091A)

【公開日】令和1年11月28日(2019.11.28)

【年通号数】公開・登録公報2019-048

【出願番号】特願2018-101076(P2018-101076)

【国際特許分類】

A 6 3 F 13/24 (2014.01)

A 6 3 F 13/235 (2014.01)

A 6 3 F 13/54 (2014.01)

A 6 3 F 13/285 (2014.01)

G 0 6 F 3/0346 (2013.01)

G 0 6 F 3/0338 (2013.01)

【F I】

A 6 3 F 13/24

A 6 3 F 13/235

A 6 3 F 13/54

A 6 3 F 13/285

G 0 6 F 3/0346

G 0 6 F 3/0338 4 1 1

【手続補正書】

【提出日】令和2年11月27日(2020.11.27)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

ユーザの片手によって把持される筐体を備える電子機器であって、

前記電子機器は前記筐体の表面に位置する第1および第2の操作部を含み、

前記第1の操作部は前記筐体の側部において露出し、

前記第2の操作部は前記筐体の上部において露出し、

前記第2の操作部は鉛直下方に押込み可能に構成され、

前記第2の操作部から前記鉛直下方へ延びる直線に対して垂直な平面であって前記第1の操作部を含む平面による前記筐体の断面形状は円形であり、かつ、当該円形断面の中心を前記直線が通り、

前記円形断面の上方において第1の基板を備え、当該基盤には、前記第2の操作部の接点とアンテナとが実装される、電子機器。

【請求項2】

前記筐体内に設けられる充電池保持部と、

前記充電池保持部の下方に、慣性センサが設けられる第2の基板とをさらに備える、請求項1に記載の電子機器。

【請求項3】

前記筐体内に設けられる振動部をさらに備え、

前記振動部と前記第2の基板とは、当該振動部および当該第2の基板とは異なる他の部材を介して間接的に接続される、請求項2に記載の電子機器。

【請求項 4】

前記筐体内に設けられる充電池保持部と、
端子と、
前記充電池保持部の下方に、前記端子が設けられる第3の基板とをさらに備える、請求項1に記載の電子機器。

【請求項 5】

前記筐体内に設けられる充電池と、
前記筐体内に設けられる振動部とをさらに備え、
前記筐体の中心から前記充電池までの距離は、前記筐体の中心から前記振動部までの距離よりも短い、請求項1に記載の電子機器。

【請求項 6】

前記筐体内に設けられる慣性センサと、
前記筐体内に設けられる振動部とをさらに備え、
前記筐体の中心から前記慣性センサまでの距離は、前記筐体の中心から前記振動部までの距離よりも短い、請求項1に記載の電子機器。

【請求項 7】

前記筐体内に設けられる振動部とをさらに備え、
前記第2の操作部は、前記筐体の中心に対して前記振動部の反対側の位置に設けられる、請求項1に記載の電子機器。

【請求項 8】

端子をさらに備え、
前記筐体における前記端子の両側の位置にネジ孔が形成される、請求項1に記載の電子機器。

【請求項 9】

前記円形断面の中心に設けられる、充電池および充電池保持部の少なくとも一方と、
前記円形断面の中心に対して一方側に設けられる端子とをさらに備え、
前記第1の操作部は、前記円形断面の中心に対して前記一方側の反対側に設けられ、
前記第2の操作部は、前記円形断面の中心の上方に設けられる、請求項1に記載の電子機器。